

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策について

9月6日に震度7を観測する北海道胆振東部地震がありました。7月には「西日本豪雨（平成30年7月豪雨）」があったばかりです。日本はどこにいても自然災害の被災を受ける可能性があります。万が一、自分（自社）が被災した場合を想定して、施策などの情報を整理しておきましょう。

さて、経済産業省は北海道胆振東部地震に係る災害に関して、北海道内179市町村に「災害救助法」が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を実施しております。

主な内容は以下の通りです。

- 1) 特別相談窓口の設置
- 2) 災害復旧貸付の実施
- 3) セーフティネット保証4号の適用
- 4) 既往債務の返済条件緩和等の対応
- 5) 小規模企業共済災害時貸付の適用

これらの詳細については、中小企業庁のHPにて確認して下さい。<https://bit.ly/2x5DMUJ>

また、政府は北海道胆振東部地震を「激甚災害」に指定して平成30年度補正予算案を編成することで調整に入ったそうです（9/15現在）。激甚災害に指定されると、被災自治体の復旧事業に対する国の補助率がかさ上げされます。また、公的支援を受けるのに必要な「罹災証明書」を迅速に発行するため、要件を緩和する意向も示しています。

「激甚災害」で被害を受けた中小企業施策について

今後、激甚災害法に基づいて中小企業施策も実施されることになるでしょう。一般的には、主に以下のような施策が実施されます。

- 1) 中小企業信用保険法の特例（災害関係保証）の実施（信用保証協会）
- 2) 政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げの実施（日本政策金融公庫等）

1)については、一般保証とは別枠（普通保険2億円、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円）で保証します。これで二階建ての保証制度となります。（参考までに、東日本大震災についてはさらに「復興緊急保証」も実施することで三階建ての保証制度となっています。）

なお、原則として、激甚災害法に基づいて施策を利用する場合は、罹災証明が必要になりますので、速やかに手続きをする必要があります！

また、経済産業省（中小企業庁）以外の情報としては、次の情報についてもご確認ください。

- ・金融庁：<https://bit.ly/2N4aRKC>
- ・全銀協：<https://bit.ly/2QnONua>
- ・国税庁：<https://bit.ly/2p1VzI0>
- ・厚労省：<https://bit.ly/2MmyrgH>
- ・首相官邸：<https://bit.ly/2x201uE>

平成 30 年 7 月豪雨に関する融資制度の拡充について

日本公庫では、平成30年7月豪雨に関する融資制度の拡充が実施されています。北海道胆振東部地震についても、今後、同様の拡充制度が実施されることと思われますので、参考のためにも確認しておきましょう。拡充内容は次の通りです。

- 1) 「平成30年7月豪雨特別貸付」の創設（国民生活・中小企業事業にて）
- 2) 「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」及び「生活衛生改善貸付」の拡充

1)については、直接・間接被害を受けた方などに対して災害復旧貸付から融資限度額の引上げや利率引下げ措置等の拡充が実施されています。2)についても同じく、直接・間接被害を受けた方などに対して融資限度額の引上げや利率引下げ措置の拡充が実施されています。また、農林漁業者等に対しても既に災害関連資金における融資限度額の引上げ、金利負担の軽減など特例措置の取扱いを開始しています。

※詳細はこちら <https://bit.ly/20crIHQ>